

議案第89号

特定の事務を取り扱う郵便局の指定について

次のとおり本市の特定の事務を取り扱う郵便局を指定する。

1 郵便局の名称

大阪大淀中郵便局、大阪西郵便局及び東淀川南江口郵便局

2 取扱事務

次の各号に掲げる郵便局の区分に応じ、当該各号に定める者に係る地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成13年法律第120号）第2条第6号及び第7号に掲げる事務並びに同条第8号に掲げる事務のうち、個人番号カードのカード記録事項の変更に係る届出の受付、当該届出に係る個人番号カードの受付及び当該個人番号カードの引渡し

(1) 大阪大淀中郵便局 北区長が作成した住民基本台帳に記録されている者及び北区長が作成した戸籍の附票に記録されている国外転出者（国外に転出をする旨の届出をしたことによりいずれの市町村においても住民基本台帳に記録されていない者をいう。以下同じ。）

(2) 大阪西郵便局 西区長が作成した住民基本台帳に記録されている者及び西区長が作成した戸籍の附票に記録されている国外転出者

(3) 東淀川南江口郵便局 東淀川区長が作成した住民基本台帳に記録されている者及び東淀川区長が作成した戸籍の附票に記録されている国外転出者

3 取扱期間 令和8年10月1日から令和11年9月30日まで

令和8年2月26日提出

大阪市長 横山英幸

説 明

本市の特定の事務を取り扱う郵便局を指定するため、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第 3 条第 3 項の規定により、この案を提出する次第である。

(参考)

地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（抄）

(郵便局の指定等)

第3条 地方公共団体は、前条各号に掲げる事務を郵便局において取り扱わせようとするときは、次に掲げる基準に適合する郵便局を指定するものとする。

(1)－(4) 省 略

2 省 略

3 地方公共団体は、前項の規定による協議が調い、第1項の規定により郵便局を指定しようとするときは、あらかじめ、当該地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

4－5 省 略